

令和3年度「プラスチック製品の分別回収に向けた社会実験に係る調査分析」業務委託仕様書

1 委託業務名

令和3年度プラスチック製品の分別回収に向けた社会実験に係る調査分析業務委託

2 委託業務の目的

国のプラスチック資源循環戦略のマイルストーンでは、2030年までに、プラスチック製容器包装の6割をリサイクル又はリユースし、2035年までに、全ての使用済みプラスチックを熱回収を含めて有効利用することが掲げられている。また、中央環境審議会会長から環境大臣に意見具申された「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」に基づき、令和3年3月には、新法「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が閣議決定されている。市町村においては、令和4年度以降、家庭から排出されたプラスチック製容器包装・製品をプラスチック資源として分別回収することが求められる予定である。

京都市では、現在使用済みプラスチックのうち、ペットボトルのほかにはプラスチック製容器包装（以下「プラ容器包装」という。）のみを資源ごみとして分別回収しているが、令和4年度以降、新たに使用済みプラスチック製品（以下「プラ製品」という。）も資源ごみとして分別回収し、処理を行うためには、令和3年度中に、最適な分別回収方法、1人当たりのプラ製品の排出量、分別率の見込み、分別回収するプラ製品の組成及び次に掲げる効果を社会実験により確認し、得られた結果を基に市内全域でプラ製品を分別回収、処理する方法、体制、設備等を検討する必要がある。プラ製品の分別回収に当たっては、プラ容器包装と合わせて分別回収することにより、市民にとって分別の分かりやすさが向上し、プラ容器包装の分別率が向上する効果も期待される。

このため、本市にとって最適なプラ製品の分別回収、処理スキーム確立に向け、令和3年度に本市域内の一部地域でプラ製品分別回収の社会実験を行う。

3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

4 委託業務内容

(1) プラ製品分別回収社会実験

新たにプラ製品を資源ごみとして回収する社会実験を以下のパターンで4箇月間（令和3年7月開始を想定。）行う。パターン1及び2については、1箇月目に分別回収実施前のプラ容器包装の排出量の調査を行い、2箇月目からプラ製品の分別回収を開始し、排出量、分別率、プラ製品の組成等について調査を行う。パターン3については、4箇月間内に実施する移動式拠点回収において回収品目にプラ製品を追加し、排出量、プラ製品の組成等について調査を行う。

パターン1	プラ容器包装とプラ製品を一括回収	750世帯（概ね15定点規模）
パターン2	プラ製品のみを単独で回収	300世帯（概ね6定点規模）
パターン3	移動式拠点回収でプラ製品を回収	3地区

社会実験を実施するに当たり、以下の内容を実施すること。

ア 社会実験説明チラシの作成

(ア) 事前周知用

令和3年6月上旬までに上記パターン1, 2に応じたプラ製品分別回収社会実験に係る住民向け周知チラシを約1, 050世帯分作成すること。また, 令和3年7月上旬までに, 上記パターン3に対応した周知チラシの版下を作成すること。

(イ) 終了周知用

令和3年9月中旬までにパターン1, 2の社会実験終了の住民向け周知チラシを約1, 050世帯分作成すること。

イ 住民アンケート調査票の作成及び集計

社会実験の事前周知及び終了周知時に配布する住民アンケートの調査票を作成し, 返信用封筒と合わせて準備すること(約1, 050世帯分)。また, 返信のあったアンケート結果の集計を行うこと。

ウ ごみ袋の準備

パターン1及び2で使用するごみ袋(45リットルの容量で京都市指定ごみ袋と区別できる2種類の色付き半透明のもの。また, 社会実験で使用していることが印字等でわかるもの。)を1世帯当たり20枚程度で約21, 000枚準備すること。

エ 配布用一式の準備

パターン1及び2の社会実験対象世帯に配布できるよう事前周知用は上記ア, イ, ウ, 終了周知用は上記ア, イを一式セットしたものを準備すること。

オ 収集定点等掲示用看板の作成

「プラ製品分別回収社会実験を実施していること」を示す看板を作成すること。また, 看板の内容, 形状等は, 実験パターンごとに掲示・設置場所が異なることを考慮し, 適切な内容・形状とすること。

カ 分別回収量の集計及び組成調査の実施

パターン1～3について, 分別回収量(計量は別の委託事業者で実施。)の集計, 分析及び組成調査(期間中2回程度。)を行うこと。また, 組成調査の結果をまとめ, 解析すること。組成調査の内容については, 別紙に定める。

キ 今後の分別回収方法の検討

カの結果から, プラ容器包装及びプラ製品について最適と考えられる分別回収方法を導き出すこと。また, 全市域に拡大した場合の分別回収量, 分別率, プラ製品の組成等について推計すること。なお, 最適な方法の導き出し方及び推計方法の考え方を示すこと。

ク その他社会実験に関する業務の実施

その他, 別に本市が委託する社会実験に係る処理業務の受託事業者との調整・連携など社会実験の実施に当たり必要な業務を実施するものとする。

(2) 実績報告書の作成

(1)カの分別回収量の集計状況については, 社会実験期間中, 毎週報告する。その他(1)の内容について, 中間報告資料を令和3年12月中旬を目途に作成し, 令和4年3月末までに

令和3年12月以降の調査・検討結果もあわせて詳細に検討した最終報告資料を作成し、京都市環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課に提出する。

(3) その他の業務

前述のもののほか、効果的な業務の提案があれば、提案を妨げない。また、本事業の遂行に必要な業務を実施するものとする。

5 委託業務の進行等

(1) 業務スケジュールの調整

受託者は、業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を作成し、京都市環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課に届け出て、承認を得るものとする。

(2) 業務終了時検査及び委託料の精算

この委託業務の委託料は、業務終了後、京都市の検査を受け精算するものとする。

なお、検査を受検するに当たり、受託者は、必要な証拠書類を京都市に示すこととし、京都市は、必要に応じて受託者に対して当該証拠書類等の写しの提出を求めることができるものとする。

(3) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、京都市と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、京都市の指示するところによるものとする。

6 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。また、業務終了時には、取得した個人情報等を全て京都市に引き渡すものとする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(3) 著作権の取扱い

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として京都市に帰属させるものとする。

(以上)

組成調査内容について

1 調査内容

調査結果の分析に際しては、本市の提供する過去調査時のデータ等を活用しながら、地区別調査結果の集計方法の検討を行い、可能な限り過去調査データとの比較ができるようにデータを取りまとめること。

(1) 調査項目と方法

ア 調査対象地域

7箇所の本市まち美化事務所（以下「事務所」という。）管轄区域内で選定した地域（各所管区域約150世帯（資源ごみ収集定点3箇所程度）

イ 調査実施日時等

○サンプリング・分類作業

時期：令和3年8月下旬（予定）及び10月下旬（予定）の計2回

各事務所で収集し本市南積替所で保管しているプラ容器包装及びプラ製品をサンプリング，分類する。

※ 実施日等の詳細については、別途、本市担当者と協議して決定し、分類作業は5日間以内で実施する。

ウ 調査対象ごみ

調査地区（世帯数約150世帯×7事務所分，約450kgと想定）で排出された1週間分のプラ容器包装及びプラ製品及び移動式拠点回収で排出されたプラ製品で，調査区分は次のとおり。

○プラ容器包装とプラ製品を同じ袋で排出されたもの・・・5事務所分（予定）

○プラ容器包装，プラ製品それぞれを異なる袋で排出されたもの・・・2事務所分（予定）

○移動式拠点回収で収集したプラ製品・・・3回分（予定）

エ サンプリング

○サンプリング：各事務所で収集し本市南積替所で保管しているプラ容器包装及びプラ製品を7事務所毎及び移動式拠点回収分でサンプリングし，その全量を試料とする。

○サンプリング調査における留意事項：

個人情報保護法（京都市個人情報保護条例）に準拠し，今回の調査で把握した情報は紛失，漏洩することのないよう，また，個人を特定することのないよう適切に取り扱い，調査後のごみ等は本市の指示に従い，適正に処理する。

オ 分類作業場への運搬及び分類作業

サンプリング試料の分類作業場所までの運搬については，受託者が責任を持って行う。運搬時には，ごみを圧縮しない，荷こぼれ等の事故のないように注意すること。分類作業場所は，別途指示する（本市南積替所の予定）。

カ 分類作業（分類作業，測定項目）

分類作業開始前に，分類作業員に対して，分類項目とその内容を十分に周知させるための説明会を実施し，調査に臨むこと。

○分類項目

試料を対象とし，「資料1 家庭ごみ細組成分類項目表」を参考に分類作業を行う。プラスチック包装の分類については中分類（プラスチックボトル，カップ，パック，トレイ）とし，プラスチック製品の分類項目内の最終品目（最小分類項目）については，表3に示す関連資料に準拠して定める。

表3 分類項目内容の定義設定において準拠すべき関連資料

- a 全項目：京都市「ごみ・リサイクルのホームページ」
(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000016745.html>)
「正しい資源物とごみの分け方・出し方」（京都市環境政策局）
「家庭ごみ細組成調査」（京都市環境局 S55～H27）
- b 商品，使い捨て商品(生活・文化用品)：「日本標準商品分類」（総務庁統計局 H2.6改訂）
- c 容器・包装材容器：「包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則」
「容器包装に関する基本的な考え方」（経済産業省 H18.12.1）
「容器包装リサイクル法の運用に当たっての解釈事項」（経済産業省 H11.12.6）
- d 清涼飲料の種類：「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年5月法律第175号）（JAS法）」に基づく日本農林規格（JAS規格）
- e 繊維類：「家庭ごみ細組成調査」（京都市環境局 H7.3）
- f その他：（各業界団体等の製品分類）エアゾール製品：（社）日本エアゾール協会，
電池：（社）電池工業会，紙おむつ：（社）日本衛生材料工業連合会，
蛍光管：（社）日本電球工業会，石鹼：日本石鹼洗剤工業会

○測定項目

サンプリング結果及び調査地区の推定人口から，それぞれ一人一日あたりのごみ量・ごみ質を推定するため，サンプリングに際して，重量，容積等を把握する。

湿重量，容積，乾重量を算定するための含水率をプラスチック製品で10項目以上測定すること。

容積測定

- i 最初の袋ごとの測定では，上を軽く平らにならず程度で特別な圧力をかけずに測定する。
- ii 分類項目ごとの測定では，硬質のものは圧力をかけずに上をそのままならず程度で，測定する。軟質のものは，かける圧力により大きくその値が異なるため上部に約5 kg（約6 g/cm²相当）の一定圧力をかけて測定する。

含水率測定

- i プラスチック製品の主要な分類項目について，グループ化（10グループ程度）してそれぞれについて測定する。
- ii 測定条件は，項目ごとの試料を85℃，約7日間乾燥させ，乾重量を求める。

その他の測定項目

- i ごみ排出時のごみ袋の容量や種類ごとの重量と容積
- ii プラ製品については、表4に示す汚れ状況について測定する。

表4 洗浄状況の分類項目

分類項目と汚れ程度
1.きれい（未洗浄を含む）
2.ほぼきれい（表面積で～49%の表面積程度の汚れ）
3.やや汚れている（表面積50%以上の汚れ）
4.腐敗する可能性が高い物の混入（付着）がある

試料等の画像

分類作業風景、分類後の各項目のごみ性状が分かるように、すべての種類、地区ごとの写真撮影を行い、電子媒体で提供すること。

キ その他

分類作業場所の提供と調査終了後のごみの処理は本市が行うが、それ以外のサンプリングから運搬・分類作業等の一切の経費については受託者が負担すること。

(2) 調査結果の解析

以下の内容について、調査結果を解析し、報告資料としてまとめる。

ア 資料1の分類項目に基づきごみの実態を詳細に分析

(1)ウに記載の調査対象ごみ3区分それぞれにおける使用用途別組成、主要製品排出量、主要分類の細組成実態等をグラフ等で分かりやすく示すとともに、特徴を分析する。

イ 京都市の家庭系プラスチックごみ全体としての細組成実態の把握

○各区分のごみを合成し、京都市の平均的なごみ質を算定する。

○主要成分の細組成実態

ウ 市民1人1日当たりの排出量の把握

エ ごみ排出用袋の実態（1袋当たりの重さ等）を把握

○1袋当たりの重量、容積の分布状況

○同一物がまとまって出される割合、重量、容積

オ 有害製品等個別製品の排出実態を把握

○注射器等の医療系廃棄物

○電池、電気で動く製品（特にリチウムイオン電池が含まれている製品）

○紙おむつ（大人用・子供用別）

カ 分別協力率の把握

キ プラ製品の汚れ状況を把握

2 成果品

- ・ 組成調査に関する報告書（1 調査内容を全て含むこと）（A4版 100頁程度）
- ・ 試料及び作業経過等の画像（各調査の作業経過が分かるもの）
- ※ 報告書及び試料画像等の電子データを収納した電子媒体（CD-ROM）一式
- ※ 報告書の仕様及び記載事項は、既存の家庭ごみ細組成調査報告書に準ずる。

※ 報告書の電子データは、編集可能な状態の電子データで収納

3 調査実施計画書の提出

本調査の受託者は、調査実施前に本内容を踏まえ調査実施計画書を作成・提出し、本市の承認を得てから調査を実施すること。計画書には、本内容に示した組成調査の調査手順、日程、人員配置（正職員、アルバイト等）を示すこと。

4 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 常に本市担当職員と連絡を密にして業務にあたること。
- (2) 業務の進捗状況については、本市の指示により定期的に報告する。
- (3) 分類作業時に、注射器等の医療系廃棄物等の危険物が発見された場合は、本市担当職員に報告すること。
- (4) コロナ禍の調査実施となるため、3密の回避、感染症予防対策としての防具の着用等、調査を起因とした新型コロナウイルス感染を引き起こさないよう、予防策の徹底を行うこと。

5 電子データの仕様

- (1) 電子データは、Microsoft社Windows10上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章：ワープロソフトMicrosoft社Word
 - ・計算表：表計算ソフトMicrosoft社Excel
 - ・画像：BMP形式又はJPEG形式
- (3) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては、本市担当者の指示に従うこと。

6 その他

- (1) 受託者は、本内容に疑義が生じた場合、本内容により難い事由が生じた場合、あるいは本内容に記載のない細部については、本市担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。また、協議の結果を記した書面を本市に提出すること。
- (2) 成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

資料1 家庭ごみ細組成分類項目表

商品	分類	備考																
プラスチック類 ★透明は、発泡以外の意味★青、黒等透明以外も有る	[2101] 食生活用品 (ジップロック、スポンジ、使い捨てでないスプーン等) [2102] おもちゃ・スポーツ用品・プラモデル (バリ含む) [2103] 日用品・文具 (洗面器、歯ブラシ、ワックス、カッター、CD等) [2104] ビニールサンダル・スリッパ [2105] ビニール製マイバッグ※ (明らかにつるつるのプラ製のみ) [2107] 在宅医療器具 (注射器、点滴容器) [2106] その他の成形品	※印は本数も数える (その1) ★ホムロン、購入したルガー、風呂敷等 ×洗腸一薬 ←分類不可能な成形品すべて																
使い捨て商品	[2201] 水切り用袋 [2460] 家庭用ラップ → <1次コード> 家庭用=16 スーパー等=17 ★寿司のハラス、菊の飾りは[2472] [2202] 使い捨てライター ※ スプーン、ストロー等使い捨て食器 (コンビニ) [2203] その他使い捨て商品 禁煙パイプ、手袋、ブラ軸綿棒、アネティグズ	プラボトル類はPETのみ二次コードが必要 ★氷菓子チューブはその他=6でOK																
容器・包装材	飲料水のプラボトル 基本は名称 (品名) 欄を見る PET 表示は、チユウケウケウ、チユウケウケウ、チユウケウケウ、チユウケウケウ (又は飲料水) ★小型容器 (本ト形状) 100ml未満 ★飲料水 ★その他食料品	<table border="1"> <tr> <td>一次コード</td> <td>PET = 4</td> </tr> <tr> <td>二次コード</td> <td>チユウ・スライス = 5 その他 (Pack in box含む) = 6</td> </tr> <tr> <td>【保管】</td> <td>詰替PET = 14</td> </tr> <tr> <td>【保管】</td> <td>詰替プラボトル = 15</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>一次コード</td> <td>茶 = 表示</td> </tr> <tr> <td>二次コード</td> <td>ジュース、果汁表示 = 3 350ml未満 = 3 350超~650ml以下 = 4 水含む、ソダは炭酸 = 5 650超~1000ml未満 = 5 1000ml = 6 ←ボリ等名称で判断 = 7 1000ml超2000ml未満 = 7 2000ml = 8 2000ml超 (四角有り) = 12</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>一次コード</td> <td>PET = 4</td> </tr> <tr> <td>二次コード</td> <td>チユウ・スライス = 5 その他 (Pack in box含む) = 6</td> </tr> </table>	一次コード	PET = 4	二次コード	チユウ・スライス = 5 その他 (Pack in box含む) = 6	【保管】	詰替PET = 14	【保管】	詰替プラボトル = 15	一次コード	茶 = 表示	二次コード	ジュース、果汁表示 = 3 350ml未満 = 3 350超~650ml以下 = 4 水含む、ソダは炭酸 = 5 650超~1000ml未満 = 5 1000ml = 6 ←ボリ等名称で判断 = 7 1000ml超2000ml未満 = 7 2000ml = 8 2000ml超 (四角有り) = 12	一次コード	PET = 4	二次コード	チユウ・スライス = 5 その他 (Pack in box含む) = 6
一次コード	PET = 4																	
二次コード	チユウ・スライス = 5 その他 (Pack in box含む) = 6																	
【保管】	詰替PET = 14																	
【保管】	詰替プラボトル = 15																	
一次コード	茶 = 表示																	
二次コード	ジュース、果汁表示 = 3 350ml未満 = 3 350超~650ml以下 = 4 水含む、ソダは炭酸 = 5 650超~1000ml未満 = 5 1000ml = 6 ←ボリ等名称で判断 = 7 1000ml超2000ml未満 = 7 2000ml = 8 2000ml超 (四角有り) = 12																	
一次コード	PET = 4																	
二次コード	チユウ・スライス = 5 その他 (Pack in box含む) = 6																	
食料品・調味料のプラボトル	[2401] アルコール飲料 (ビール、酒等) ※ [2402] 炭酸 ※ [2403] 牛乳※ (成分調整、低脂肪、無脂肪、加工乳) [2404] コーヒー飲料 (牛乳) ※ ☆5g未満まで [2405] その他乳飲料※ (発酵乳・乳酸菌飲料含む) [2406] コーヒー ※ [2407] 紅茶飲料 ※ [2408] お茶 (緑茶、麦茶、烏龍茶等) ※ [2409] ミネラルウォーター※ [2410] 果実・野菜飲料※ 果汁10%以上 [2411] スポーツ飲料※ (製品名判断) [2412] その他清涼飲料※ [2413] ラベルなし ※ ★無理にもとの種類不定不要 [2415] 醤油、料理酒、本みりん※ [2416] みりん風等PET収集対象液体調味料※ [2417] 食用油 ※ [2418] その他の液体調味料 (収集対象外全て) ※ [2419] 粉末・固形調味料 ※ [2420] その他食料品 ※ [2421] 歯磨 ※ [2422] シampoo・リンス・整髪料 ※ [2423] 薬・化粧品 ※ [2424] 洗濯石鹸、糊、漂白剤 ※ [2425] 台所洗剤 ※ [2426] 風呂・トイレの洗剤 ※ [2427] 自動車用品 (潤滑油等) ※ [2428] その他の日用品 ※ [2431] 食料品透明カップ・コップ (菓子等) ※ [2432] 食料品発泡カップ・コップ (カップ等) ※ [2433] 保冷容器・トロ箱 [2434] 日用品透明カップ・コップ [2435] 日用品発泡カップ・コップ [2441] 卵パック ※ [2442] ふた一体型食品透明パック※ [2443] ふた分離型食品透明パック※ [2444] その他食料品の透明パック※ [2445] 弁当・寿司の発泡パック ※ [2446] その他食料品の発泡パック※ [2447] 日用品の透明パック [2448] 日用品の発泡パック [2451] 透明生鮮トレイ (いちごの深い容器も) ※ [2452] 菓子等の透明中敷き & 生鮮以外の食品トレイ 発泡製生鮮トレイ [2453] 白色 ※ [2454] 混色 ※ [2455] 生鮮食品以外の食品発泡製トレイ・中敷き [2456] 日用品透明トレイ [2457] 日用品発泡トレイ	<table border="1"> <tr> <td>一次コード</td> <td>二次コード</td> </tr> <tr> <td>(2次はPETのみ)</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>一次コード</td> <td>二次コード</td> </tr> <tr> <td>(2次はPETのみ)</td> <td></td> </tr> </table>	一次コード	二次コード	(2次はPETのみ)		一次コード	二次コード	(2次はPETのみ)									
一次コード	二次コード																	
(2次はPETのみ)																		
一次コード	二次コード																	
(2次はPETのみ)																		
日用品のプラボトル (ブラボトル含む)	[2421] 歯磨 ※ [2422] シampoo・リンス・整髪料 ※ [2423] 薬・化粧品 ※ [2424] 洗濯石鹸、糊、漂白剤 ※ [2425] 台所洗剤 ※ [2426] 風呂・トイレの洗剤 ※ [2427] 自動車用品 (潤滑油等) ※ [2428] その他の日用品 ※	←ソース、マヨネーズ、ドレッシング and 小型容器 ←栄養食品、タブレットの小型容器等																
カップ・コップ	[2431] 食料品透明カップ・コップ (菓子等) ※ [2432] 食料品発泡カップ・コップ (カップ等) ※ [2433] 保冷容器・トロ箱 [2434] 日用品透明カップ・コップ [2435] 日用品発泡カップ・コップ	←アイスクリム、プリン、ゼリー、ジュースのコップ等も含む and グリブ等の小容器も含む 花の苗の黒のポット含む																
パック	[2441] 卵パック ※ [2442] ふた一体型食品透明パック※ [2443] ふた分離型食品透明パック※ [2444] その他食料品の透明パック※ [2445] 弁当・寿司の発泡パック ※ [2446] その他食料品の発泡パック※ [2447] 日用品の透明パック [2448] 日用品の発泡パック	★分離型のみは、本体別々に個数カウント ←豆腐、丸、カレー等★ふたの硬さ (材質) が異なるもの等 ←主食 (うどん、ラーメン) として食べる ←納豆等 ←歯ブラシ、コンタクト、防腐剤																
★箱状のもの及び特殊な形の容器も含む	[2447] 日用品の透明パック [2448] 日用品の発泡パック	★ラップは取る! (野菜・果物・漬物・おかず等) ←冷凍食品、総菜等 ★ラップは取る! (肉・果物・漬物・おかず等) 深トレイも ←たこ焼き等																
トレイ	[2451] 透明生鮮トレイ (いちごの深い容器も) ※ [2452] 菓子等の透明中敷き & 生鮮以外の食品トレイ 発泡製生鮮トレイ [2453] 白色 ※ [2454] 混色 ※ [2455] 生鮮食品以外の食品発泡製トレイ・中敷き [2456] 日用品透明トレイ [2457] 日用品発泡トレイ	タルク+PPのトレイで耐熱性アップ ★トレイから取る→家庭用、販売店等事業所に分離 ★40cm角以上 握り拳以上に入っている場合 ★粗分の段階から分けること 製品名入り菓子、ラーメン等の袋 食料品の透明な袋 ★台所洗剤、シャンプー等の用途別の枚数が必要 5kg米袋以上の大きさ																
【保管】 ★入手先調査	[2458] タルク等混入プラ容器 (タルク入り全て) [2460] ラップ → <1次コード> 家庭用=16 スーパー等=17 手さげプラ袋 [2461] 大型 → <1次コード> ※サービスマンの手提げは2476 小型 [2462] → <1次コード> 18=何か入れて※ 19=何も入れず※																	
【保管】	[2464] 食品の柄入りのプラ袋 (菓子・ラーメン等) [2465] 無地の食品小袋 (漬物等) [2466] 詰め替え用のプラ袋 (調味料等も含む) ※ [2467] 日用品のプラ小袋 [2468] 食料品や食料品店で使用の大・中袋 [2469] 日用品や日用品店で使用の大・中袋 法対象外袋 (クリーニング店等) [2477] DMのプラ袋 [2476] その他の袋																	
ごみ袋	[2475] 有料指定袋※ [2470] その他のごみ袋※	当該品目以外の指定袋も含む 紙おむつ捨てや市販品及び他市の指定袋																
[2471] あみ袋 (ネット)		←湿布剥離シート、詰め物式緩衝材、その他袋状以外 ★風呂敷は商品へ ←パン袋の留め具 ★2474=法対象物 りんごの個別包装等																
[2472] ひも等法対象外 (結束テープ、クリーニング店用、キャンドゥの棒、留め具)																		
[2473] シート (サトウイモ、おにぎりの包み)、ボトルの胴巻き																		
[2474] ふた等 (リガー、ポンプ) (無理にびん等から取る必要はない)																		
緩衝材	[2481] 食料品用発泡製 (果物等) [2482] 日用品用発泡製 (家電等) [2483] 食料品用クッション材 (型板状含む) [2484] 日用品用クッション材 (型板状含む)	シート・型板状等 (フア製吸水シート含む) 洋服店の販売用のルガー、フアシート含む																
[2490] 雑梱包材 (あめやおかきの小さな包み) (分類作業のこれ以上分けられないもの) ★原則たばこの箱の大きさ以下の袋やシート		シートの上の残はその他の可燃・準可燃へ																
事業所からのプラスチック [2501]																		
その他雑プラスチック [2601]	★プラスチックの分類先が不明の物 (小型は雑梱包材に混ざるためほとんど出ない)																	

※ 本分類項目は例示であり、この分類項目数を大きく超えない範囲で、本市と協議のうえ、項目を決定する。